

小美玉市立玉里学園義務教育学校 P T A 細則

(専門委員会)

第1条 P T A 規約第15条の規定により、専門委員会に、学年委員会・広報委員会・地区委員会を置く。

(専門委員の選出)

第2条 専門委員会の委員は、次のように選出する。

- 1 学年委員は、各学年から4名を選出する。
- 2 広報委員は、各学年から2名を選出する。
- 3 地区委員は、下記の地区ブロックより、原則として前期課程の最高学年から、それぞれの委員数(地区A～Fは1名、地区Gは2名)を選出する。

選出にあつては、各地区ブロックにおける行政区の世帯数に応じた輪番によるものとする。

地区ブロック	地区A	地区B	地区C	地区D	地区E	地区F	地区G
地区	上高崎 松山	下高崎 大宮 田木谷駅前	玉里中台 第二東宝	田木谷 新田木谷 みどり野	玉里団地 新高浜第一	栗又四ヶ 第三東宝 野村田池 新高浜第二	岡 大井戸平山 川中子

(専門委員会の委員長及び副委員長の選出)

第3条 各専門委員会に委員長を1名、副委員長を若干名、委員の互選によって選出する。

(専門委員会の任務)

第4条 専門委員会は、下記の活動を計画、調整する。

- 1 学年委員会 家庭教育学級
図書管理及び児童生徒の読書活動
その他各学年の P T A 活動
- 2 広報委員会 P T A 広報紙の編集、発行
- 3 地区委員会 児童生徒の校外生活
交通安全指導
学校内外の環境の整備

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

付 則

- 1 本細則は令和3年4月1日から施行する。